

# 計算問題を 獲りにいく! ①



社会保険労務士  
**三宅 大樹**  
(山川社労士予備校)

計算問題は、選択式・択一式を問わず、また、どの科目でも出題される可能性があります。事例問題を題材に、解き方、テクニックを丁寧に解説していき、計算問題を攻略する力を身につけます。計算問題に苦手意識のある人にぜひ取り組んでほしい攻略法です。

**問題 1** A株式会社に勤務する労働者Xの平均賃金を算定するための計算式として、正しいものはどれか。(労働基準法)

**【事例：労働者Xについて】**

A社雇入れ日 : 平成29年9月26日

試用期間 : 平成29年9月26日～同年12月20日 (月給25万円)

本採用期間 : 平成29年12月21日～(月給30万円)

業務上災害発生日: 平成30年1月14日

なお、賃金締切日は毎月20日であり、平成29年9月26日から同年10月20日まで及び同年12月21日から平成30年1月13日までの間については、1か月に満たない期間であるが、1か月分全額の賃金が支給されている。

- A  $(25万円 + 25万円 + 25万円) \div (30日 + 31日 + 30日)$
- B  $(25万円 + 25万円 + 25万円) \div (25日 + 31日 + 30日)$
- C  $(25万円 + 25万円 + 30万円) \div (31日 + 30日 + 24日)$
- D  $30万円 \div 24日$
- E  $30万円 \div 30日$

この問題の攻略のためのポイント

- ① 試みの使用期間は、平均賃金算定の際、**総日数**及び**賃金総額**に算入するのか？  
 ② 直前の**賃金締切日**から起算したときに、**算定除外期間**しかない場合どうするのか？また、平均賃金の算定期間が一賃金算定期間に満たないとき**総日数**は何日にするのか？

▶ 事例を 図解 でイメージ!

雇入	賃金締切	賃金締切	賃金締切	本採用	算定事由発生			
9/26	10/20	/21	11/20	/21	12/20	/21	1/13	/14
試用期間				本採用期間				
(総日数)	25日	31日	30日	24日				
(賃金)	25万円	25万円	25万円	30万円				

解説：正解→E

- ① 試みの使用期間は、平均賃金算定の際、**総日数**及び**賃金総額**に算入するのか？

**原則**→算定事由発生日の直前の賃金締切日である12月20日から遡った3か月間に支払われた賃金の総額(25万円+25万円+25万円)をその間の総日数(25日+31日+30日)で除すのが、原則の算定方法です。

**例外**→ただし、この3か月間はすべて試用期間ですので、法12条3項5号の規定によりこの賃金及びこの日数はすべて控除されます。まず、これを確認しましょう。

- ② 直前の**賃金締切日**から起算したときに、**算定除外期間**しかない場合どうするのか？また、平均賃金の算定期間が一賃金算定期間に満たないとき**総日数**は何日にするのか？

①の例外の場合**直前の賃金締切日**(12月20日)から起算すると、**算定除外期間**しかないことになってしまいます。この場合は、例外的に以下のような処理をします。

→直前の賃金締切日から遡る3か月の期間をとると、その期間が試用期間しかない場合、**本採用日以降の賃金総額(30万円)**及び**総日数**について法12条1項の原則算定方法を用いる。なお、総日数の算定に当たっては、当該平均賃金の算定期間(24日)が一賃金算定期間(30日)に満たないため、当該期間の日数を**30日とみなして**計算する。

∴ 労働者Xの平均賃金 = 本採用日以降の賃金総額(30万円) ÷ 30日 = 10,000円

根拠通達 平2.7.4基収448号

試の使用期間を経て本採用された後に平均賃金の算定事由が発生した場合であって、算定期間がすべて試の使用期間に当たるため平均賃金の算定をなし得ない場合には、算定方法としては、**本採用日以降の賃金及び日数**について法12条1項の原則算定方法を用いること。なお、この場合に一賃金締切期間に満たない期間の就労に対して月によって定められた賃金が減額されることなく支払われているときは、**当該期間の日数を30日とみなして**計算する。